

災害時等における協力体制に関する協定書

令和4年8月

旭川市

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

一般社団法人 旭川青年会議所

災害時等における協力体制に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人旭川青年会議所（以下「丙」という。）は、災害時等における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙又は丙に対し、協力を要請することができる。

2 乙は、災害時等において、必要があると認めるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

3 前2項の要請を受けた者は、その要請に対し、可能な範囲で協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条第1項により要請する協力の内容は、次に掲げる事項とする。ただし、第2号の要請は丙のみに行う。

(1) 被災者の生活支援に関すること。

(2) 避難所及び被災者への食料、衣料その他の生活関連物資（以下「応急生活物資」という。）の供給に関すること。

(3) その他、防災・減災及び災害対応に関すること。

2 前条第2項により要請する協力の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を運営するために必要な資機材等の確保

(2) センターを運営するためのスタッフの確保

(3) 被災情報、ボランティアニーズ等の情報収集

(4) その他センターの円滑な活動に必要な支援

(応急生活物資)

第4条 前条第1項第2号の応急生活物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 丙は、可能な範囲で応急生活物資を甲に供給するものとする。

(供給の手續)

第5条 甲は、応急生活物資の供給を要請するときは、応急生活物資供給に関する要請書(別紙様式1)を丙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請できるものとし、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 丙は、要請のあった応急生活物資を供給したときは、速やかに応急生活物資供給完了報告書(別紙様式2)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第3号の協力に要した費用については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。
- (2) 第3条第1項第2号の協力に要した費用は、甲が負担する。
- (3) 第3条第2項各号の協力に要した費用は、甲と乙が別に定める災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定第9条第1項により甲が負担するものを除き、丙が負担する。

2 前項第2号の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲と丙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定により決定した費用のうち甲が負担するものは、乙又は丙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに費用を乙又は丙に支払うものとする。

(平常時における体制整備)

第8条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、防災訓練、防災に係る情報交換等の連携強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも解除又は変更の申出がないときは、効力が1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年8月5日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール内
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
会長 大沼克己

丙 旭川市常盤通1丁目道北経済センタービル5階
一般社団法人 旭川青年会議所
理事長 山田隼人

応急生活物資供給に関する要請書

災害時等における協力体制に関する協定第 5 条第 1 項に基づき、次表の応急生活物資の供給を要請します。

一般社団法人 旭川青年会議所

様

旭 川 市 長

品 名	規 格	数 量	単 位	備 考

納品希望日時	月 日 時 分	引渡し場所	
要請担当課	部 課	担当者氏名	
	(電話)	(FAX)	
受領確認者	部 課	担当者氏名	

別表

災害時等応急生活物資

区 分		品 目
食 料 品	主 食	米, パン, めん類, 弁当, おにぎり, インスタント食品, レトルト食品 (ご飯), 粉ミルク, 離乳食など
	副 食	肉, 野菜, 魚, 缶詰, 惣菜 (漬物, 梅干し, のり, つくだ煮など), 豆腐など
	調 味 料	味噌, 醤油, 塩, 砂糖, ソース, 化学調味料, バター, マーガリン, ジャムなど
	そ の 他	果物
飲 料 品		ミネラルウォーター (ペットボトル) ウーロン茶, 緑茶 (ペットボトル) 牛乳, コーヒー, 紅茶など
生 活 物 資	寝 具 類	毛布, 寝具, 寝袋, タオルケットなど
	衣 料 品	下着, 靴下, 防寒服, 雨具など
	日用品等	ほ乳ビン, 紙おむつ, おむつカバー, 生理用品, 石鹸, 洗剤, 歯ブラシ, 歯磨き粉, シャンプー (ドライシャンプーを含む。), トイレットペーパー, ティッシュペーパー, ウェットティッシュ, 洗面用具, 裁縫セット, 掃除用具, タオル, なべ, やかん, バケツ, 食器類, アルミホイル, ラップ, 使い捨て食器, 割り箸, スプーン, 缶切り, ライター, 懐中電灯, 乾電池, ポリバケツ, ポリタンク, ビニールシート, ブルーシート, 使い捨てカイロ, 体温計, マスク, うがい薬, 消毒液, 蚊取り線香, シューズなど
	学用品等	文房具, カバン, シューズなど
	燃 料 等	卓上ガスコンロ, カートリッジガスボンベなど

※災害時等の応急生活物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害の規模などの状況に応じて調達する。

※災害時等の応急生活物資の品目は、上記の他に甲、乙及び丙が協議の上、その都度指定できるものとする。